

経営者のための学校情報

## 太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 225 号 この資料は全部お読みいただいて 5 分 00 秒です。

今回のテーマ： 事業活動収支計算書

学校法人会計基準の一部改正により「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」に名称を変え、様式も変更されます。今回はこちらを取り上げます。

### 区分経理の導入

「事業活動収支計算書」は、現行の「消費収支計算書」にはない「区分経理」が導入されます。私立学校を取り巻く経営環境の変化等により、近年「臨時的」「事業外」の収支が増加傾向にあります。現行の「消費収支計算書」では「経常的収支」「臨時的収支」の区別がないため、全体の収支把握はできてもそれぞれの収支状況を適切に把握できないという難点があります。そこでこれらを区分し、さらに経常的な収支について「教育活動収支」「教育活動外収支」に細区分することにより、それぞれの収支状況を把握できるようにすることで、他法人との比較可能性も高まり、経営判断に役立つものとされています。

各区分については「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成 25 年 9 月 2 日 25 高私参第 8 号）で定義されており、まとめると以下の通りです。

	収支区分	内 容	科 目 例
経常的なもの	教育活動収支	経常的な事業活動収支のうち、教育活動外収支を除いたもの	下記以外・・・ポイント①、ポイント⑤
	教育活動外収支	経常的な財務活動（＝資金調達、資金運用にかかる活動）および収益事業に係る事業活動収支	受取利息・配当金 第 3 号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金 その他の教育活動外収入 収益事業収入
臨時的なもの	特別収支	特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収支	借入金等利息 借入金利息 学校債利息 その他の教育活動外支出
			資産売却差額 その他の特別収入 施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額 ・・・ポイント②
			資産処分差額 その他の特別支出 災害損失・・・ポイント③ 過年度修正額・・・ポイント④

#### ■ポイント

①「教育活動収支」は本業の教育活動の収支状況を見ることができます。通知では明確に定義されていませんが、考え方としては、まず限定列举されている（＝学校法人が個々に判断するものではない）「特別収支」を区分し、その残りを「経常収支」とした上で、「経常収支」から「教育活動外収支」を除いたもの全てを「教育活動収支」とすることになります。

②「活動区分資金収支計算書」（以下【活/資】）では、寄付金は寄付者の意思により、補助金は交付目的により「教育活動による資金収支」か「施設整備等活動による資金収支」かのいずれかに区分する必要がありますが、「事業活動収支計算書」（以下【事/計】）においてもこの考え方は同様です。その結果【活/資】で「施設整備等活動による資金収支」に区分された特別寄付金および補助金は、【事/計】において「特別収支」に計上され、それ以外を「教育活動収支」に計上することになります。

なお、寄付者の意図が特定できない場合は「教育活動収支」で処理します。

「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に、それ以外の受贈（固定資産に計上しない機器備品、雑誌等）は「教育活動収支」に計上します。

※現行の「現物寄付金」は新基準で「現物寄付」に名称変更されます。

③「災害損失」は『資産処分差額のうち、災害によるものをいう』とされているため、災害の復旧や原状回復のための支出は「教育活動収支」に計上することになります。

※「災害」とは一般的に暴風・洪水・高潮・地震・大火その他異常な現象により生ずる災害のことを指すため、盗難・事故・通常の火事などは含まれません。

④補助金の返還は、過年度に確定・收受した補助金を一部返還するものであり過年度の修正には該当しません。「特別収支－その他の特別支出－過年度修正額」ではなく「教育活動収支－管理経費」に「経常費補助金返還金」等の小科目を設けて処理します。

⑤授業料等や学生生徒・教職員への貸付金の未収入金について「徴収不能額」「徴収不能引当金繰入額」が計上される場合は、全て「教育活動収支－徴収不能額等」の小科目として計上します。

#### 「基本金組入前当年度収支差額」の表示

学校法人は教育研究活動を永続的に行う上で必要な資産（校地、校舎、機器等）の更新・拡充のための資金を基本的に自前で用意する必要があるため、それが維持できているかを財務的に把握する仕組として「基本金制度（維持すべき資産相当の金額を差引いて収支計算を行う）」があります。

現行の「消費収支計算書」は基本金組入後の収支差額が表示されており、そこから長期的な収支バランスを見ていますが、一方で、基本金組入額は各年度の施設・設備の取得状況の変動に伴い毎年大幅に変動するため、基本金組入後の収支差額では、毎年度の収支バランスを把握するには適しません。

今回の改正で、基本金組入前の収支差額も表示することになったため、長期的な収支バランスに加え、毎年度の収支バランスも、計算書類上で把握できるようになります。

#### お見逃しなく！

収支を区分した結果、「特別収支」に該当するものがなくても、大科目を省略することはできませんのでご注意ください。

また、複数部門の学校法人は従来同様「事業活動収支内訳表」の作成が必要です。新基準の第六号様式をご参照ください。